

外国人留学生ガイドブック

2021 年度版



九州情報大学国際交流支援室

1. 学内案内

(1) 学内の施設

留学生の皆さんにとって、在学中に利用する主な施設には、教室以外に

次のようなものがあります。場所を確認しておいてください。

【太宰府キャンパス】

1号館 (1階)

学生食堂

2号館 (1階)

キャリアデザインセンター(就職課・CDC)

(1階)

カフェテリア ・ 健康管理室

(1階)

学生課 ・ 国際交流支援室 ・ 入試広報課

教務課 ・ 庶務課

(1階)

図書館

(2階)

情報処理室

(4～6階)

研究室

(新館1～3階)

研究室

体育館

じ む ぎょうむしょうかい
(2)事務の業務紹介

こくさいこうりゅうしえんしつ
●国際交流支援室

- がいこくじんしょうがくせい
外国人奨学生について
- しょうがくきん
奨学金
- しかくがいかつどう しんせい
資格外活動の申請
- ざいりゅうてつづ
在留手続き
- かくしゅだんたい ぎょうじじょうほう
各種団体の行事情報
- りゅうがくせい かん じょうほう いんまつぶつ けいじ
留学生に関する情報(印刷物、掲示)

としよかん
●図書館

- としよかんしりょう かしたしへんきやく
図書館資料の貸出返却

しよむか
●庶務課

- じゅぎょうりょう のうにゆう
授業料の納入

●キャリアデザインセンター

しゅうしょく か
(就職課)

- しゅうしょく しどう あっせん
就職の指導と斡旋

きょうむか
●教務課

- じゅぎょう りしゅう かん
授業や履修に関すること
- ていきしけん
定期試験
- がくぎょうせいせき
学業成績
- そつぎょうはんてい
卒業判定
- かくしゅしょうめいしょ はっこう せいせき そつぎょう そつぎょうみ こ
各種証明書の発行(成績・卒業および卒業見込みなど)

けんこうかんりしつ ほけんしつ
●健康管理室(保健室)

- がくせい けんこうかんり
学生の健康管理

じょうほうしりしつ
●情報処理室

- がくせい ネットワークかんり
学内のネットワーク管理
- パソコンのトラブルたいおう
対応

がくせい か
●学生課

- がくせいせいかつ かん けっせきとどけ きび とどけ
学生生活に関すること・欠席届・忌引き届
- か がい かつどう しゃりょうつうがくとどけ つうがくしょうめいしょ
課外活動・車両通学届・通学証明書
- がくせいじょう いどう じゅうしょ でんわばんごう ほしょうにん へんこう きゅうがく たいがく
学籍上の異動(住所・電話番号・保証人の変更・休学・退学等)
- かくしゅしょうめいしょ はっこう ざいがく けんこうしんだん
各種証明書の発行(在学・健康診断)

2. 日本在留の手続きについて

日本在留の手続きには、査証に関する手続きと、在留カードなどに関する手続きがあります。

これらの手続きを怠ると、取調べを受けたり、退去強制の対象となることがありますので、必ず手続きをしてください。

(1) 査証(ビザ)に関する手続き

【在留資格変更】

本学では、「留学」の在留資格を取得しない学生は留学生として取扱っていません。

万一、パスポートにスタンプがない場合や、「留学」以外の在留資格の場合は、すみやかに出入国在留管理局に行って、在留資格の変更をしてください。

※出入国管理および難民認定法により、外国人留学生は、大学への入学と同時に「留学」の在留資格を有していることが義務づけられています。

■申請に必要な書類

- ① 在留資格変更許可申請書
 - ② 大学の入学許可書(コピーを提出し、原本を提示してください。)
 - ③ 在留中のすべての経費支払能力を証明する資料
・預金通帳・奨学金受給証明書等
- ※ただし、申請人以外の者が経費を支払う場合は、詳しくは入国管理局に問い合わせてください。
- ④ 旅券(提示のみ)
 - ⑤ 在留カード(提示のみ)
- ※手数料4,000円が必要です。

ざいりゅうき かんこうしん
【在留期間更新】

「留学」の在留資格による在留期間は「4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月または月」と定められており、この期間が切れる前に更新をしなければなりません。

この手続きは、在留期間の満了するおおむね3カ月前から 10日前までに「福岡出入国在留
かんりきょく おこ
管理局」で行なってください。

ざいりゅうき かんこうしんしんせい ひつよう しよるい
■在留期間更新申請に必要な書類

- ① ざいりゅうき かんこうしんきょかしんせいしよ
在留期間更新許可申請書
 - ② ざいがくしょうめいしよ がくせい か はっこう てすりよう えん
在学証明書(学生課で発行。手数料300円)
 - ③ せいせきしょうめいしよ きょうむか はっこう てすりよう えん
成績証明書(教務課で発行。手数料500円)
 - ④ ざいりゅうちゅう けいひしはらいのうりよく しよるい しりよう
在留中のすべての経費支払能力を証明する資料
よきん つうちょう しよがくきんじゆきゅうしよめいしよなど
預金通帳・奨学金受給証明書等
 - ⑤ りよけん ていじ
旅券(提示のみ)
 - ⑥ ざいりゅう ていじ
在留カード(提示のみ)
- ※ てすりよう えん ひつよう
手数料 4,000円が必要です。

- ざいりゅうき かんこうしんしんせい だいがく はっこう しよるい しよぞくき かんとうさくせいしんせいしよ2まい
在留期間更新申請のため大学で発行する書類は、「所属機関等作成申請書2枚」
「在学証明書」 および「成績証明書」です。

だいがく しよるいしんせい
《大学への書類申請》

ごぜん うけつけ ばあい とうじつ ごご いこう うけとり
午前11時まで受付の場合、当日午後14時以降の受取となります。

ごぜん いこううけつけ ばあいよくじつごぜん じいこう うけとり ど・にち・しゅくじつぞ
午前11時以降受付の場合翌日午前11時以降の受取となります(土・日・祝日除く)。

しよるいしよはっこうてじゆん
《証明書発行手順》

しよるいしよ か ふねが い きにゆう みとめいんひつよう とりあつかいまどぐち ていしゆつ てすりよう そ
「証明書下付願」を記入(認印必要)し取扱窓口へ提出(手数料を添える)。

しよるいうけとり さい りようしゅうしよけんひきかえしよ ていじ
書類受取の際は領収書兼引換書を提示する。

【みなし再入国許可(一時出国)】

みなし再入国許可とは、日本に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持している方のうち、3か月以下の在留期間を決定された方および「短期滞在」の在留資格をもって在留する方以外の方が、日本出国の日から1年以内に再入国する場合には、原則として通常の「再入国許可」の取得を不要とするものです。「留学」の在留資格を有する本学留学生の皆さんは原則として「みなし再入国許可」の対象です。

また、中長期在留者の方は、有効な旅券のほか在留カードを所持している必要があります。

みなし再入国許可の有効期間は、出国の日から1年間となりますが、在留期限が出国の日から1年を経過する前に到来する場合には、在留期限までとなります。

みなし再入国許可を受けるには、出国する際に必ず再入国出国用EDカードのみなし再入国許可による出国の意図表明欄にチェックしてください。

- 福岡県に居住している場合、査証に関する手続きの全ては、「福岡出入国在留管理局」で行います。

福岡出入国在留管理局

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号

福岡第1法務総合庁舎

名称(業務内容)

電話番号

代表

092-717-5420

留学・研修審査部門(在留審査一般)

092-831-4108

※査証に関する問い合わせはここで受付けます。

審判部門(違反審査一般)

092-717-5423

警備部門(退去強制業務)

092-717-5424

【資格外活動許可】

ざいりゅうしかく りゅうがく がくせい しかくがい かつどう きよか
在留資格が「留学」である学生は、資格外の活動をするにはできません。アルバイトも、許可
え いほう きぼう がくせい しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく しかくがいかつどう
を得ないと違法になります。アルバイトを希望する学生は出入国在留管理局から資格外活動
きよか う きよか う じかん しごと しゅるい
許可を受けなければなりません。許可を受けずにアルバイトをしたり、時間や仕事の種類の
せいげん まも ばあい たいきよきょうせいしゅつこくしょぶん たいしゅう
制限を守らなかった場合は、退去強制出国処分の対象になります。

■申請に必要な書類

- ① しかくがいかつどうきよか かしんせいしよ ふくおかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく
資格外活動許可申請書(福岡出入国在留管理局にあります)
- ② ざいりゅう ていじ
在留カード(提示)
- ③ がくせいしよ ていじ
学生証(提示)
- ④ りよけん ていじ
旅券(提示)

じょうき ①②③④ ふくおかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく ていしゅつ
上記の①②③④を福岡出入国在留管理局に提出してください。

※ 「資格外活動許可」の期限は現在有している「在留資格」(ビザ)の期限と同じです。

ざいりゅうきかんこうしん ばあい どうじ 「しかくがいかつどうきよか」 しんせい
在留期間更新した場合、同時に「資格外活動許可」の申請をしてください。

※ アルバイト先を決定または変更した場合、「国際交流支援室」に報告してください。

アルバイトを決定・変更したら、関連情報をホームページから入力・送信してください。

「在学生の方」>「学生生活について」>アルバイトについて>パスワード認証

⇒ アルバイト先情報の入力 ⇒ 「入力内容確認」⇒「送信」

なお学生課にある様式「資格外活動報告書」に記入し提出することもできます。

◆資格外活動許可についての注意事項

◎ ふうぞくえいぎょう ふうぞくかんれんえいぎょう いとな じぎょうしょ はたら
風俗営業または風俗関連営業が営まれている事業所で働くことはできません。

◎ 1週間28時間以内でなければなりません。

◎ 大学が定める長期休暇(春季・夏季・冬季)であれば、1日8時間以内働くことができます。

※アルバイトをした時間は全てマイナンバー(後述)で管理されているため、出入国在留管理局
において、在留期間更新の審査を行う際に確認されています。

◆次のようなところで、アルバイトをしてはいけません。

★キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター
 個室付浴場業、ストリップ場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ
 個室マッサージなど

★スナック、パブ、喫茶店、レストランなどの設備の飲食業でも、ホステスが接客
 を行なったり、極度に照明が暗かったり、見通しが悪かったりするところ

(2) 在留カードなどに関する手続き

【在留カードの交付と市区町村窓口への届出】

日本入国時、福岡空港では、渡航上陸許可の証印をもらうとともに、上陸許可によって中長期

在留者（「留学」の在留資格を有するものを含む）には、在留カードが交付されます。

在留カードが交付されたら、住居地が決まってから14日以内に、住居地の市区町村窓口で
 住居地を届出てください。

ア) 在留カードを交付された留学生は、コピーを取りますので、学生課・国際交流支援室に
 届出てください。

イ) 住所が変わった場合も、変更から14日以内に、新住所の市区町村窓口へ届出、在留カ
 ードの裏面に、変更内容を記入してもらってください。また、その手続きが終わったら、必ず
 「国際交流支援室」にも届出てください。

●手続きをする場所（大学近郊）

郵便番号	名 前	住 所	電話番号
810-8620	福岡市役所	福岡市中央区天神 1-8-1	092-711-4111
812-8653	東区役所	福岡市東区箱崎 2-54-1	092-631-2131
812-8512	博多区役所	福岡市博多区博多駅前 2-9-3	092-441-2131
810-8622	中央区役所	福岡市中央区大名 2-5-31	092-714-2131
815-8501	南区役所	福岡市南区塩原 3-25-1	092-561-2131
814-0192	城南区役所	福岡市城南区鳥飼 6-1-1	092-822-2131
814-8501	早良区役所	福岡市早良区百道 2-1-1	092-841-2131
819-8501	西区役所	福岡市西区姪浜町 957-10	092-881-2131
818-8686	筑紫野市役所	筑紫野市二日市西 1-1-1	092-923-5391
818-0198	太宰府市役所	太宰府市観世音寺 1-1-1	092-921-2121
816-8510	大野城市役所	大野城市曙町 2-2-1	092-501-2211
816-8501	春日市役所	春日市原町 3-1-5	092-584-1111
838-0198	小郡市役所	小郡市小郡 255-1	0942-72-2111

※居住地以外の変更届は全て福岡入国管理局でお願いします。

【マイナンバー】

ざいりゅう じゅうきよち し くちようそんまどぐち とどけで おこな じゅうみんひょう さくせい じゅうしょ
在留カードの住居地の市区町村窓口での届出を行うと住民票が作成され、その住所にマイ
ナンバーが記載された「通知カード」が郵送されてくるので、紛失しないよう大切に扱ってくださ
い。また、むやみに他人に教えてはいけません。マイナンバーは、ぎょうせいきかんとく てつづき さい
や、アルバイト先で提示を求められます。

(3) 卒業後の在留資格について

【卒業後帰国する場合】

きこく じゅんび ざいりゅうしかく りゅうがく きげん す にほん たいざい
帰国の準備などのために、(在留資格)「留学」の期限が過ぎても日本にしばらく滞在しなけれ
ばならない場合は、ただちに「留学」から「短期滞在」等、適切な在留資格に変更してください。
さいちよう にち たいざい しんせい かのう だいがく そつぎょう あと ざいりゅうしかく りゅうがく ざいりゅう
(最長90日まで滞在の申請が可能)。なお、大学を卒業した後は、(在留資格)「留学」の在留
きかん のこ そつぎょうざいりゅうしかく りゅうがく げつ けいか ざいりゅうしかくとりけ
期間が残っていても、卒業後在留資格「留学」のまま3か月が経過すると在留資格取消しの
たいしやう すみ きこく
対象となりますので速やかに帰国してください。

<帰国準備のための「短期滞在」に在留資格を変更するための必要書類>

- ざいりゅうしかくへんこうきよか しんせいしよ しんせいしよ しゆつにゆうこくかんりきよく
・在留資格変更許可申請書(申請書は出入国管理局にあります。)
- およ ざいりゅう ていじ
・パスポート及び在留カード(提示のみ)
- そつぎょうしやうめいしよ そつぎょう み こ しやうめいしよ だいがく まどぐち しんせい
・卒業証明書もしくは卒業見込み証明書(大学の窓口で申請)
- しゆつこく ひつよう こうつうしゆだん かくほ あき しりやう ていじ
・出国のために必要な交通手段を確保していることを明らかにする資料(提示のみ)
- みぶん しやう ぶんしよなど とりつぎしやうめいしよ こせきとうほんなど ていじ
・身分を証する文書等(取次証明書, 戸籍謄本等)の提示
- よきんつうちやう かくにん ばあい
・預金通帳(確認する場合がある。)

しんせいてつづ しょうさい さんしやう
申請手続きの詳細は下記を参照してください

◆法務省:在留資格変更許可申請

<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>



【卒業後日本で就職活動を継続する場合】

りゅうがく ざいりゅうしかく も りゅうがくせい しゅうしよくかつどう そつぎょうご ひきつづ にほん ざいりゅう きぼう
「留学」の在留資格を持つ留学生在が、就職活動のため卒業後も引続き日本に在留を希望す
る場合、ばあい だいがく すいせん すいせんじやう はつこう ばあい しゅうしよくかつどう おこな ざいりゅうしかく とくてい
大学(推薦状の発行)がある場合は、就職活動を行うための在留資格(「特定
かつどう ざいりゅうきかん げつ へんこう みと ざいりゅう きん さいら かい ざいりゅうきかん こうしん ごうけい さいちよう
活動9」, 在留期間は6か月)への変更が認められ、更に1回の在留期間の更新(合計で最長1
ねん ひと
年)が認められます。

※在学中に持っている在留資格「留学」で認められている活動(留学生として大学で勉強する活動)を行わなくなってから3カ月が経過すると在留資格取消しの対象となるため、卒業後は、速やかに「特定活動9」の在留資格へ変更してください。

＜就職活動の「特定活動9」に在留資格を変更するための出入国管理局への提出資料＞

・在留資格変更許可申請書(申請書は出入国管理局にあります。)

・パスポート及び在留カードの提示

・申請人の在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書(預金通帳)

・身分を証する文書等(取次証明書、戸籍謄本等)の提示

・卒業証明書又は卒業見込み証明書

※在留資格期限が卒業式の直後(3月末)に切れる場合は、卒業見込み証明書を持参し

仮手続きを済ませた後、卒業後に卒業証明書を提出してください。

・継続就職活動を行っていることを明らかにする資料

・大学の推薦状

＜大学の推薦状について＞

本学では申請者が次の全ての条件を満たすことを確認し、審査の上、推薦状を発行します。

・日本語能力試験N2 または BJT ビジネス日本語能力テスト400点以上を取得していること。

(推薦状発行時に取得した資格の証明書コピーを提出すること。)

＜参考＞2019年6月より、日本語能力試験N1 または BJT ビジネス日本語能力テスト

480点以上の取得者は、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する幅広い労働に従事

できるように、在留資格「特定活動」による入国・在留が認められています。そのため

本学としても、在学中に N1 を取得することを推奨しています。詳しくは下記を参照してく

ださい。

◆留学生の就職支援に係る「特定活動」(本邦大学卒業生)についてのガイドライン

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00038.html



- ・CDCに進路カードを提出し面談を受けること。以降もCDCの呼び出しに応じること。
 - ・進路登録で日本での就職の意思を明確にすること。
 - ・在学中に継続して就職活動を行い、3社以上の企業訪問を実施し、都度CDCに書面で報告を行っていること(事後の提出は不可)。
 - ・福岡新卒ハローワーク(留学生担当)、福岡県留学生サポートセンターに、就職活動開始までに登録すること。
 - ・福岡新卒ハローワークまたは福岡県留学生サポートセンターが実施する、留学生面談会に参加していること。
 - ・卒業後の、就職活動を行うための在留資格「特定活動」の有効期間中は、就職が決まるまでの間毎月1回は本学を訪問し、CDCおよび学生課に就職活動の状況について報告を行うこと。また、本学からの、電話等での連絡が取れる状況を確保しておくこと。
- 詳細については下記を参照の上、出入国在留管理局で申請手続きを行ってください。

◆法務省:特定活動9

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu_henko10_21_10.html



【在学中に日本国内での就職が決まった場合】

日本で就職をする際には、「技術・人文知識・国際業務」等、就労が可能な在留資格に変更する必要があります。出入国管理局では、就労を開始する前年の12月より(3月卒業の場合)変更申請を受け付けていますので、内定先企業に相談し、早めに手続きを行なってください。

<「留学」から「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格へ変更するための提出資料>

- ・在留資格変更許可申請書(申請書は出入国管理局にあります。)
- ・卒業見込み証明書もしくは卒業証明書
- ・本人の履歴書
- ・就職する会社との雇用契約書の写し
- ・雇用理由書(就職する会社が作成。特に所定の様式はありません。)
- ・会社の概要を明らかにする資料(会社案内、法人登記簿謄本等)
- ・旅券・在留カード(提示のみ)

くわ かく かし さんしやう
詳しくは下記を参照してください。

◆法務省：在留資格変更許可申請

<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>



【日本の大学院に進学する場合】

げんざいほゆう ざいりゆうしかく りゆうがく ゆうこうきげん き まえ でにゆうこくかんりきよく い ざいりゆう
現在保有している、在留資格「留学」の有効期限が切れる前に出入国管理局へ行き、在留
きかん こうしん おこな
期間の更新を行ってください。

ざいりゆうきかん こうしん しゆつにゆうこくかんりきよく ていしゆつしりよう
<在留期間を更新するための出入国管理局への提出資料>

ざいりゆうしかくへんこうきよかしんせいしよ しんせいしよ しゆつにゆうこくかんりきよく
・在留資格変更許可申請書(申請書は出入国管理局にあります。)

※「所属機関等作成用1～2」は進学先の受入教育機関にて作成してもらいます。

ほんがく せいせきしやうめいしよ げんほん
・本学の成績証明書(原本)

ほんがく そつぎよう み こしやうめいしよ そつぎようしやうめいしよ げんほん
・本学の卒業見込証明書または卒業証明書(原本)

しんがくさき うけいれきやういくきかん はつこう にゆうがくきよかしよ
・進学先の受入教育機関が発行する入学許可書

けいひしべんしゃ かんけいしやうめい がくひ せいかつひ はらって しやうめい
・経費支弁者との関係証明(学費・生活費をだれが払っているかの照明)

ざいりゆう ていじ
・旅券・在留カード(提示のみ)

【在学中又は卒業後に就職先が内定し採用までの滞在を希望する場合】

ざいがくちゆうまた そつぎようご しゆうしよきき ないてい さいよう たいざい きぼう ばあい
在学中に就職先が内定した方や、大学を卒業後、継続就職活動中に就職先が内定した方が、
きぎよう さいよう あいだにほん たいざい きぼう ばあい いてい ようけん み
企業に採用されるまでの間日本に滞在することを希望する場合、一定の要件を満たせば、
さいようじき たいざい もくてき とくていかつどう ざいりゆうしかく へんこう みと にほん けいぞく
採用時期までの滞在を目的とした「特定活動」の在留資格への変更が認められ、日本に継続し
たいざい かのう てつづ ひつようしよるい か き さんしやう
て滞在することが可能です。手続きおよび必要書類については、下記を参照してください

◆法務省：特定活動14

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00012.html



●対象となる内定者について

・「留学」の在留資格で在留されている方

・継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格で在留されている方

<要件>

・日本の教育機関を卒業したこと又は教育機関の課程を修了したこと

・内定後1年以内であって、かつ、卒業後1年6月以内に採用されること

・企業等において従事する活動が「技術・人文知識・国際業務」等就労に係るいずれかの在留資格への変更が見込まれること

・内定者の在留状況に問題がないこと

・内定者と一定期間ごとに連絡をとること、内定を取り消した場合は遅滞なく出入国在留管理局に連絡することについて内定先の企業が誓約すること

●資格外活動許可について

内定者のための「特定活動」を許可された方は、一定の要件を満たせば、資格外活動の許可を受け、1週間について28時間以内で行う資格外活動(アルバイト)が可能です。また、

内定先の企業において採用までに行うインターンシップの場合などは、1週について28

時間を超える資格外活動許可を受けることも可能です。

詳しくは下記を参照してください。

◆法務省：インターンシップをご希望のみなさまへ

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00109.html



(4)休学について

在留資格「留学」は、日本で教育機関に在籍して教育を受ける活動を行う者に与えられる在留資格です。したがって休学する場合は、在留資格「留学」で日本に滞在し続けることはできないため、母国へすみやかに帰国してください。

【休学手続き】

- ① 必ず事前に指導教員へ休学する意思があることを連絡してください。
- ② 「休学願い」を指導教員(または学生課)へ提出してください。

※休学可能な期間は、1回の申請で1年以内(累計では2年以内)です。

③ 学生部長が面談を行い、審査の上、休学が認められます。

④ 「活動機関に関する届出(離脱)」を記入し、休学開始日から14日以内に出入国在留管理局に提出の上、すみやかに帰国してください。

※在留資格「留学」の在留期間が残っていても、「留学」のまま休学開始後3カ月が経過すると在留資格取消され強制退去の対象となり、5年間日本へ入国できなくなりますので、速やかに帰国してください。

◆「所属(活動)機関に関する届出」

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html



⑤ 休学期間終了の4カ月前までに、復学の連絡をしてください。

※復学するには在留資格認定証明書の交付申請(取得に2~3カ月かかる)が必要です。期限が過ぎても連絡がない場合は除籍となります。

3. 生活面について

(1) 住居について

【財団法人日本国国際教育支援協会の留学生住宅総合補償】

日本では、住居を借りる時、連帯保証人が必要です。連帯保証人は、住居の借り主(留学生)が期日までに家賃を支払わなかったりした場合に、法律的に借り主(留学生)に代わって支払わなくてはならない責任があります。できる限り日本人の連帯保証人を探すことをおすすめしますが、不動産業者が紹介する保証会社を利用することもできます。または教員が保証人になる場合のみ、留学生が財団法人日本国国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」に加入することにより、保証人になってくれる人の精神的・経済的負担を軽くし、保証人を探しやすくなります。

ざいだんほうじんにほんこくさいきょういくしえんきょうかい
財団法人日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」とは、何らかの事由で貸主に
たいやちんばらとどこおとうしょう
に対する家賃払いが滞り等のことが生じ、そのための費用を連帯保証人が肩代わりしなければな
らなくなったときれんたいほしょうにんたいほしょうきんまんえんげんどしはらほけん
らなくなった時、連帯保証人に対して補償金(30万円限度)が支払われる保険です。

せいどりりょう
この制度を利用できるのは、留学住宅総合補償(住宅総合保険)の保険料(1年間4,500円、2
ねんかんでんえんしはらりゅうがくせい
年間9,000円)を支払った留学生のみです。

ていきしゃつかせいどうにゅう
ただし、定期借家制度の導入により、住宅保険期間が経過すると賃貸契約も同時に自動的に
ききりてしまいます。継続するには再度契約することが必要となります。

※ 詳しい内容が知りたい場合は、「(財)日本国際教育支援協会」または
きゅうしゅうじょうほうだいがくまどぐち
「九州情報大学窓口」(☎ 092-928-4000)にお問い合わせください。

【福岡市国際会館 留学生宿舎】

ふくおかこくさいかいがくせいしゅくしゃ
福岡よかトピア国際交流財団では「福岡市国際会館」内の、留学生宿舎を提供してい
ます。入居を希望する場合は、ホームページで空室状況等を確認してください。

◆ [福岡市国際会館 | 福岡よかトピア国際交流財団](https://www.fcif.or.jp/about/fcif/)

<https://www.fcif.or.jp/about/fcif/>



めいしょう 名 称	しよざいち 所 在 地	やちん賃 家 賃
ふくおかこくさいかいがくせいしゅくしゃ 福岡市国際会館 留学生宿舎	ふくおかしはかたくてんやまち 福岡市博多区店屋町4-1	たんしんしやよう 単身者用 24,700 円 せたいしやよう 世帯者用 32,400 円

にゅうきよけつてい
※入居決定には福岡よかトピア国際交流財団による面接審査があります。

こくみんけんこうほけん こくみんねんきん
(2) 国民健康保険・国民年金について

こくみんけんこうほけん こくみんねんきん かにゆうてつづき とにちご じゅうきよち し く ちようそんまどぐち かくじ
国民健康保険、国民年金への加入手続は、渡日後すぐに、住居地の市区町村窓口で各自
おこな
行ってください。

こくみんけんこうほけん
【国民健康保険】

りゅうがく ざいりゅうし かく も にほん げつ こ たいざい ばあい こくみんけんこうほけん かにゆう
「留学」の在留資格を持ち、日本に3か月を超えて滞在する場合は、国民健康保険に加入しな
ればなりません。国民健康保険に加入していると、医療機関で治療を受けた時にかかる自己
ふたんがく ほけんしょう ていじ ばあい そういりょうひ わり す ほけんかにゆうしや こうがく
負担額が、保険証を提示した場合、総医療費の3割で済みます。また、保険加入者には高額
いりょうひせいど てきよう
医療費制度が適用されます。

かにゆうてつづきかんりようご ほけんしょう じたく ゆうそう ふんしつ たいせつ あつか
加入手続完了後に「保険証」が自宅に郵送されるので、紛失しないよう大切に扱ってください。
なお、自分の保険証を他人に貸すことはできません。また、毎年、国民健康保険税申告書が
じたく ゆうそう じねんど にほん たいざい ばあい ひつようじこう きにゆう かなら へんそう
自宅に郵送されるので、次年度も日本に滞在する場合は、必要事項を記入し必ず返送してくだ
さい。

こくみんねんきん がくせいのうふとくれいせいど
【国民年金と学生納付特例制度】

にほんこくない す さいいじよう さいみまん ひと こくみんねんきん かにゆう
日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人は、「国民年金」に加入しなければなりません。
りゅうがくせい たいしやう ほけんりやう のうふ こんなん がくせい せいきがくせい ざいがくちゆう
留学生も対象です。ただし、保険料の納付が困難な学生のうち、正規学生には、在学中の
ほけんりやう のうふ ゆうよ がくせいのうふとくれいせいど こくみんねんきん かにゆうてつづき どうじ
保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。国民年金の加入手続と同時に、
せいど しんせい おこな しんせい がくせいしやう ていじ ひつよう
この制度への申請を行うとよいでしょう。なお、申請には学生証の提示が必要です。また、
しんせい げんそく まいとしおこな ひつよう
申請は原則、毎年行う必要があります。

4. 学内諸制度について

(1) 授業料等の納付について

1年生は、入学時に入学金と前期分の授業料を納付します。

1年の後期以降、卒業までの授業料納付期限は、通常「前期分・4月20日」「後期分・9月20日」までとなっています。

振込用紙は、前期分は「国際交流支援室」より本人へ配布し、後期分は「庶務課」より本人へ送付しますので、指定の金融機関に振込んでください。大学事務局窓口での納金は、受け付けていません。

又、振込みの時は、学籍番号・氏名・フリガナを必ず記入してください。

授業料を納入しなかった場合、定期試験を受ける資格が得られなかったり、除籍処分となることがありますので、注意してください。

納付期限に遅れる場合は、早めに必ず「庶務課」へ相談してください。

(2) 学内奨学金制度について

本学では、私費外国人留学生の経済的負担を軽減するために、「九州情報大学独自の奨学金制度」を設けています。1年生は、入学試験の成績、2年生以降は、当該年度の履修成績や留学生説明会の出席率により授業料の全額給付、または一部給付を行っています。

(3) 自動車・バイク等での通学

本学では、自動車及びバイクでの通学を認めています。歩行者は右側、自動車は左側が日本の交通ルールです。自動車に乗る時はシートベルトを着け、バイクに乗る時はヘルメットを着けなければなりません。ルールをよく理解し厳守してください。

また、事故を起こした場合、被害者・加害者にかかわらず、けがの治療代や補償問題で学生生活・私生活に支障をきたす恐れがあります。自動車やバイクを所持する時には、必ず自賠責保険（強制保険）と自動車保険（任意保険）に加入してください。

本学では、自動車・バイクによる通学ができるのは、「車輛通学許可」を取得した者に限ります。「車輛通学許可申請書」は、学生課にありますので必要事項を記入の上、保険証書のコピーと一緒に「学生課」に提出してください。証書のコピーがない場合、許可書が交付されず、自動車・バイクでの通学が認められません。保険に加入の上、「車輛通学許可証」を取得してください。発行手数料は、車・バイクいずれも500円です。

(4) 自転車に乗る場合の注意事項

・自転車による通学は、許可証をとる必要はありませんが、所定の場所に、正しくとめてください。なお自転車は、譲り受けた場合を含め、防犯登録が必要です。詳細は下記を参照してください。

自転車防犯登録-福岡県防犯協会連合会

<http://www.fukuboren.com/cts11-2.html>



・2020年10月1日から、福岡県では自転車保険への加入が義務化されました。自転車に乗る人は必ず加入してください。詳細は下記を参照してください。

自転車保険(自転車損害賠償保険等)に加入しましょう(福岡県)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bicycle-insurance.html>



※、交通事故を起こした場合、入院治療のため一時帰国が必要となり、長期欠席や休学にもなりかねません。自転車、自動車及びバイクで通学する留学生は交通事故にあわないよう、特に気を付けてください。また交通事故にあったら、必ず近くの警察署と、「九州情報大学・学生課」に報告してください。(☎092-928-4000)

(5) 大学への報告について

●在留期限を更新した場合は、更新後1週間以内に在留カードを持参し国際交流支援室に来てください。国際交流支援室では、在留カードのコピーを保管します。

●住所や電話番号などを変更した場合は、国際交流支援室で「住所等変更届」を記入・提出してください。

●一時帰国する場合は、事前に「帰国(旅行)届」とEチケットのコピーを国際交流支援室に提出してください。また在留期限を確認し、家賃や水道・ガス・電気料などの支払いを済ませてください。

(6) 長期欠席について

留学生は「教育を受ける活動」を行わなければ日本に在留できません。長期欠席者(授業に1か月以上出席していない学生)に関しては、文部科学省への月毎の報告が義務付けられています。長期欠席が続くと学則第37条に基づく懲戒の対象となるだけでなく、3か月以上連続と在留資格を失うこととなります(入管法第22条の4)。

5. その他

(1) 各種団体の奨学金について

【推薦者の決定】

留学生の中から、奨学金の推薦者については、各奨学金の選考基準及び本学の選考方法に基づいて決定します。

【受給決定後の留意事項】

奨学金の受給が決定しても、その後当該の奨学金の要項に定める取消しの項目に該当する事態が判明した場合は取り消すことがあります。また定期報告などの募集要項に定める義務を怠った場合、支給期間中においても奨学金を取り消すことがあります。

【問合せ先】

九州情報大学 国際交流支援室: ☎ 太宰府092-928-4000

【奨学金の例】

名称(主催)	月額	給付期間	募集時期
日本学生支援機構 学習奨励費	48,000円	1年間	4月上旬
福岡県国際交流センター奨学金	20,000円	1年間	4月中旬
福岡よかトピア国際交流財団 (就業体験付奨学金等)	60,000円	1年間	4月中旬
ロータリー米山奨学会	120,000円	2年間	8月中旬
平和中島記念奨学金	100,000円	2年間	9月中旬

※主催者の状況により募集の有無・内容が変わることがあります。